

会員における内部者取引に係る売買審査の強化等について

平成 20 年 5 月 16 日
日本証券業協会
内部者取引の未然防止に
関する検討ワーキング分科会

本協会では、上場会社の会社関係者によるインサイダー取引を防止する観点から、昨年 3 月に「内部者取引の未然防止に関する検討ワーキング」が取りまとめた「内部者登録制度の見直しに係る基本方針」に基づき、上場会社の会社関係者に係る属性把握・管理を強化するため、自主規制規則の見直し^{※1}を行うとともに、「内部者情報システム」の構築^{※2}を進めているところである。

一方、昨今の証券取引等監視委員会による課徴金勧告・告発事案において、上場会社の役員等以外の者が、未公表の重要事実を知って内部者取引（いわゆる情報受領者によるインサイダー取引）を行っている事案が散見される中、証券取引等監視委員会や取引所といった市場監視機関のみならず、市場仲介者である本協会会員としても、市場の透明性・公正性を確保・向上する観点から、出来る限りの取組みを行う必要があるとの認識の下、具体的にどのような取組みが可能かを検討するため、本年 2 月 14 日、本分科会が設置された。

本分科会は設置以降 5 回にわたり検討を行ったところであるが、その検討結果は、次のとおりである。

1. 会員における内部者取引に係る売買審査の充実・強化について

インサイダー取引に係る現状として、法令による課徴金制度導入や市場監視機関の市場監視機能強化が図られてきており、また、投資家の間にも、「不公正取引を行ってもいずれ必ず発覚する」という認識が広がりつつあると考えられるものの、その一方で、未だインサイダー取引等の不公正取引は無くなる気配はない。

証券界としては、口座開設や注文受託時における顧客の行為の適正性確認など、これまで市場監視機関と協力し、インサイダー取引等の不公正取引の未然防止に向け

※1 内部者の範囲を整備し、当該内部者を登録する内部者登録カードを備え付けること及びその内部管理体制の整備についての義務化（平成 19 年 7 月施行）

※2 内部者情報システムとは、金融商品取引所に上場している発行会社及び主な子会社の役員の情報（氏名、生年月日及び住所等）を当該社から当該システムに登録してもらい、当該役員の情報と会員で管理している顧客情報を定期的に照合することにより、会員が管理する内部者登録カードの整備に資することを目的に構築するシステムである。（平成 21 年 5 月稼働予定）

て努力し続けているところではあるが、市場仲介者として、市場の透明性・公正性を確保・向上する観点から、更に一段の取組みを行う必要がある。

今回検討を行ったインサイダー取引に関してみると、上場会社の役員等以外の顧客の取引については、会員は当該顧客の勤務先等の属性の把握に努めているものの、仮にそれを完全に把握できていたとしても、当該顧客と上場会社との間の直接の接点は見出しにくい。したがって、会員において、当該顧客が未公表の重要事実を知らず取引を行おうとしているか否かを事前にチェックし、インサイダー取引の未然防止のための対応を図ることはきわめて難しい状況にある。

しかしながら、たとえ個別の取引についてインサイダー取引を未然に防止することは難しいとしても、会員における売買管理・売買審査業務の更なる充実・強化を図り、事後的にインサイダー取引と疑われる取引をより迅速に把握し、市場監視機関に報告することによって、インサイダー取引に対する抑止効果が期待され、ひいては市場の透明性・公正性の確保・向上に資するものとする。

そこで、インサイダー取引特有の取引実態を踏まえ、インサイダー取引であることが疑われる取引の抽出基準を協会において定めるとともに、会員においては、当該抽出基準に基づき、インサイダー取引であることが疑われる取引を抽出し、市場監視機関に報告を行うことを協会規則に規定することとしてはどうか。

具体的には、「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」を改正し、同規則において、審査対象銘柄や顧客の抽出基準を新たに規定するとともに、当該基準に基づく売買審査に関する規定を設けることが適当である。

なお、こうした会員によるインサイダー取引の未然防止のための取組みについては、できるところから速やかに行うことが何よりも重要であって、協会が定める抽出基準については、今後、インサイダー取引の具体的事案の内容等を踏まえ、適宜、見直しを行っていくことが肝要である。

２．未公表の重要事実を入手しやすい者に関するデータベースの構築

会員の役職員における株式等の取引については、インサイダー取引規制等の関係から、社内規則等により一定の規制措置が講じられているところである。

しかしながら、今般、一部証券会社の従業員が、社内の未公表の重要事実を利用してインサイダー取引に関与したとして逮捕された事案が発生したところである。

前述のとおり、上場会社の役員等以外の顧客は、上場会社との接点を直接的に見出しにくいことから、全ての顧客の不公正取引を未然に防止することは難しいが、会員

の役職員については、業務上、未公表の重要事実を事前に入手しやすい立場にある。このような会員の役職員において、インサイダー取引が行われることがないよう、各会員における属性チェックを厳格化する観点から、会員の役職員のデータベースの構築について検討してはどうかという意見があった。

また、その上で、上場企業の役員等以外の者のうち、業務上、未公表の重要事実に接する機会が高い職種に属する者については、その所属する法人が役職員に株式等の取引規制をかけている場合には、当該法人から当該役職員に関する属性等に関する情報を提供していただけるならば、インサイダー取引の未然防止のために当該役職員に関するデータベースを構築し、会員が当該情報を照会・確認する等の措置について検討してはどうかという意見もあった。

３．継続的な啓発活動の推進

インサイダー取引の未然防止のためには、投資者をはじめとする市場参加者に対し、どのような行為がインサイダー取引になるのか、あるいは、インサイダー取引を行った場合にどのような罰則が課せられるのかなどにつき、啓発活動を継続的に行っていくことが重要である。

具体的には、協会や取引所において、インサイダー取引規制に関するパンフレットやリーフレットを作成するなどにより幅広く広報活動を行うことに加え、会員においても、こうした啓発ツールを活用するなどして、例えば、新規に口座を開設する顧客が初めて株式の取引を行う際に、パンフレットやリーフレットを配布・説明するなどによって、顧客に対する啓発を行っていくことも必要ではないかとの意見もあった。

以　上